

役員会内規

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合役員会内規

1. 目的

この内規は、宮川下流漁業協同組合の役員会に部会を設置して、組合の円滑な事業運営と発展に寄与することを目的とする。

2. 部会の名称、定数

部会の名称及び部員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 繁殖保護部会 6名
- (2) 河川環境対策部会 6名
- (3) 総務部会 6名

3. 部員の任期

部員の任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、必要が生じた場合はそのつど改選するものとする。

4. 部会の業務分担

部会の業務分担は次のとおりとする。

(1) 繁殖保護部会

- ①放流計画に関すること。
- ②魚苗購入に関すること。
- ③魚種別放流に関すること。
- ④解禁日の設定に関すること。
- ⑤魚種別採捕に関すること。
- ⑥繁殖保護事業の調査と成果に関すること。
- ⑦密漁の防止に関すること。
- ⑧放流機材の整備に関すること。
- ⑨その他繁殖保護に関すること。

(2) 河川環境対策部会

- ①汚水及び濁水流出防止対策に関すること。
- ②河川に係る工事等に伴う汚水及び濁水対策と監視に関すること。
- ③砂利採取の同意と監視に関すること。
- ④河川美化に関する組合員及び地域住民への啓蒙・指導に関する

こと。

- ⑤ 漁場及び遊漁道等の整備に関すること。
- ⑥ 看板の設置・補修に関すること。
- ⑦ 特定釣漁場に関すること。
- ⑧ その他河川環境対策に関すること。

(3) 総務部会

- ① 組合運営の総括に関すること。
- ② 組合員の親睦に関すること。
- ③ 研修に関すること。
- ④ 契約の設定・更改に関すること。
- ⑤ 定款及び諸規定等の設定・更改に関すること。
- ⑥ その他他部会に属さない事項に関すること。

5. 部長・副部長の選出

部会毎に、部員の互選により部長及び副部長を選出し、組合長が委嘱する。

6. 部会の権限

部会において調査・研究した事項はすべて理事会に報告し、理事会の承認を必要とする事項については、組合長の承認を得て理事会で協議するものとする。

7. 部会の招集

部会の招集は、組合長と部員が合議し組合長がこれを行い、組合長が同席するものとする。

8. 費用弁償

部員の費用弁償は、宮川下流漁業協同組合旅費規程を準用する。

9. その他

この内規は、平成 30 年 1 月 23 日から実施する。